

戦没者等のご遺族の皆さまへ

第十二回特別弔慰金のご案内

▶ 請求・問合せ 住民課住民係 ☎ 25-3242

令和7年4月1日(基準日)時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等救護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。



支給対象者(戦没者等の死亡当時のご遺族で)

- (1) 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2) 戦没者等の子
- (3) 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- (4) (1)～(3)以外の戦没者等の三親等内の親族
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容

額面27.5万円、5年償還の記名国債

請求期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

留意事項

- ・特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うことになります。
- ・請求期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。

楽しく社会貢献

献血のお知らせ

献血とは、病気の治療や手術などで輸血を必要としている患者さんの尊いいのちを救うために、健康な人が自らの血液を無償で提供するボランティアです。

5月21日(水)

- 日程
- ◆ JA利根沼田営農経済総合センター
受付：午前9時30分～11時30分
 - ◆ 昭和村役場
受付：午後1時30分～3時30分

- 事務連絡
- ◎お薬を飲んでいても献血可能です
尿酸値の薬、血圧の薬、コレステロールの薬、アレルギーの薬。一部を除くため、お薬の名前がわかるものをお持ちください(メモ等でも可)
 - ◎現在400mL献血が必要となっております
200mL献血については、採血・在庫状況により受付を終了する場合があります。
 - ◎献血が可能な年齢は69歳までです
65歳以上の方の献血については、献血いただく方の健康を考慮し、60～64歳の間に献血経験がある方に限ります。また、当日の体調によっては検診医の判断でお断りすることがございますがご了承ください。

▶ 問合せ

群馬県赤十字血管センター ☎ 027-224-2102
ご不明点がございましたらお問合せください

令和7年度

税務職員採用試験

国税局や税務署において「税のスペシャリスト」として働く税務職員(国家公務員)を募集します。

- 受験資格
- (1) 令和7年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者および令和8年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者に準ずると認める者

- 採用試験
- ▶ 第1次試験日 9月7日(日)
 - ▶ 第2次試験日 10月15日(水)～10月24日(金)
(第1次試験合格通知書で指定する日)
 - ▶ 試験の程度 高等学校卒業程度

- 申込方法
- ▶ 募集期間 6月13日(金)～6月25日(水)
 - ▶ 申込方法
【インターネット申込み】
次のアドレスにアクセスし、説明に従い入力
<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
【インターネット申込みができない場合】
希望する第1次試験地を所轄する国税局へ問い合わせてください(沖縄国税事務所)

▶ インターネット申込みに関する問合せ

人事院人材局試験課 ☎ 03-3581-5311(内線2333)
午前9時～午後5時(土・日曜日および祝日等の休日は除く)

▶ 上記以外の問合せ

関東信越国税局人事第二課試験係
☎ 048-600-3111(内線2097)
午前9時～午後5時(土・日曜日および祝日等の休日は除く)